

⑥ 優先交渉権者の選定理由

第二次審査は、企画提案書より、選考基準の「衛生管理及び従業者への教育」、「執行体制」、「調理対応等」、「食育」について、プレゼンテーション及びヒアリングにより事業者選定委員会において審査いたしました。

その結果、全ての事業者において、仕様書及び提案基準を満たすものであり、提案価格についても、提案限度額内でありましたが、その中でも「衛生管理」・「人員体制」に関する項目が他社と比べて高かった事業者を優先交渉権者として選定いたしました。